

要求水準書(案)に関する意見への回答

NO.	頁	章	節	細節	項目	項目名	意見	回答
1	3	第1	1	(3)	イ	資産活用スペース	「本市は資産活用スペースを事業者に貸し付ける。」とあります。実質的なテナント保証とも受け取れ、事業者の負担が極めて大きいと考えます。資産活用スペースの所有者は貴市とし、事業者は斡旋協力することを応募条件として検討をお願いします。	要求水準書(案)のとおりとします。
2	3	第1	2	(1)		設計業務	「本市職員からの意見聴取支援業務」とありますが、事業提案の後に計画が変わる事業者リスクのないよう、貴市において完了のうえ公告願います。	「本市職員からの意見聴取支援業務」は、基本設計段階にて通常行うものと考えており、事業者は本市職員の意見を取りまとめたうえで、本市と協議し事業費の範囲内で施設の設計に反映させるものとします。
3	7	第2	2	(2)		土壌汚染調査状況	「詳細な調査の結果は令和元(2019)年6月末頃に示す。」とあります。報告書に基づき、方法はもとより、範囲と深度を明確に指示願います。	要求水準書(案)33頁における第4の2の(4)に記載のとおりとします。
4	7	第2	2	(5)		電波障害状況	係る費用については貴市負担をお願いします。	要求水準書(案)7頁第2の2(5)の記載のとおりとします。
5	13	第3	1	(2)		本市職員からの意見聴取について	事業提案の後に計画が変わる事業者リスクのないよう、貴市において完了のうえ公告願います。ウに「…事業費の範囲内で施設の設計に反映させる…」とありますが、聴取期間を想定するのは大変困難と考えます。事業の全体スケジュールを圧迫するリスクがないように願います。	NO.2を参照ください。
6	13	第3	1	(2)	ア	本市からの意見聴取の支援	事業者決定後の設計変更による施設整備費の増額は貴市負担にてお願いします。	NO.2を参照ください。
7	18	第3	3	(9)		環境共生	「…できる限り…」の表現となっておりますが、定量化をお願いします。 →LCCO2、敷地の緑化、グリーン調達etc	要求水準書(案)18頁第3の3(9)に記載のとおりとします。
8	28	第3	7			各室要求水準	「…事業者が必要と思われる諸室を適宜設定すること。」とあります。許容増減幅をお示し願います。	上下水道局部分の床面積(約16,700㎡)の範囲で適宜設定するものとします。
9	33	第4	2	(4)		土壌汚染対策	調査報告書に基づき、方法はもとより、範囲と深度を明確に指示願います。	NO.3を参照ください。
10	33	第4	2	(7)		近隣対策	電波障害については、係る費用は貴市負担でお願いします。	NO.4を参照ください。
11	40	第7	2	(3)	イ	外壁	ひび割れやエフロレッセンスのないことは現実的ではないと考えます。経年劣化は除外でお願いします。	詳細は、入札公告時に示します。
12	42	第7	3	(2)	カ	修繕業務	更新は貴市負担でお願いします。	要求水準書(案)のとおりとします。
13	53	第8	2	(3)	ウ	警備業務	施設警備等実務経験を3年以上有する者を常時2名以上配置というのは、今般の雇用事情を踏まえると非常に厳しい条件と考えます。警備員の配置条件を緩和していただきたくご検討をお願いいたします。	要求水準書(案)のとおりとします。
14	57	第9	1	(4)	ア	新庁舎の資産活用スペースの活用業務の期間	資産活用スペースを転貸している場合、事業期間終了後、転貸先が市と直接契約を行うことにより契約延長を可能としていただきたいです。	入札公告時に示します。